

年末年始のごみ収集

年末は31日まで年始は3日から

年末は、12月31日(水)まで市内全域で通常とおり収集を行います。また、年始は、1月3日(土)から通常の収集を始めます。ただし、成田・地区(左図参照)は、1月の収集が夜間になります。これらの地区では、収集日の午後6時までいつもの集積所に



成田・地区の1月中の収集は夜間になります

ごみを出してください。そのほかの地区は、通常の収集となるので、収集日の午前8時30分までにいつもの集積所にごみを出してください。

年内の粗大ごみの収集申し込みは12月12日までに

年内に粗大ごみの収集を希望する人は、12月12日(金)までにいすみ清掃工場(☎36 1689)に申し込みをしてください。これ以降の申し込みについては、年明けになる場合があります。年始の粗大ごみの収集申し込みは、1月5日(月)から通常とおり、いすみ清掃工場で受け付けます。また、いすみ清掃工場への可燃性の粗大ごみや草木を直接搬入する場合は12月20日(土)までに搬入してく

ださい。12月21日(日)～1月7日(水)までは受け入れできません



ごみの減量にご協力を

直接搬入する場合は

大掃除などで出るごみを処理施設に直接搬入する場合は、「燃やせるごみ」はいすみ清掃工場に、「ビン・リサイクル」はガラス・陶磁器類は、リサイクルプラザに、それぞれ搬入してください。受け付け日時は次のとおりです。
12月31日(水)まで…日曜日を除く午前8時30分～正午、午後1時～4時30分(通常とおり)
1月1日(祝)・2日(金)…午後6時～9時
1月3日(土)～31日(土)×日曜日を除く…午前8時30分～正午・午後1時～4時30分、午後6時

9時

1月4日(日)・11日(日)…午後6時～9時
1月18日(日)・25日(日)…休業
年末は処理施設が大変混雑しますので、12月20日(土)までに搬入してください。

ごみの排出の抑制、再資源化、再利用にご協力をお願いします。

2月2日(月)からは通常とおりです。くわしくはクリーン推進課☎20 1530へ。

戸籍の届け出

本人確認にご協力を

近年、本人や代理人になりすまし、虚偽の戸籍の届け出がされるという事件が相次いで発生・発覚し、社会的な問題となつています。市では、このような虚偽の届け出を未然に防止するため、12月1日から戸籍の届け出(婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子離縁届)のときに、届け出人の本人確認をすることにいたしました。確認方法は、運転免許証やパスポートなど、身分証明書の提示を

お願いするものですが、これらの証明書を持っていない人には、届け出を受理した後、本人あてに届け出があつた旨を通知し、本人確認に代えさせていただきます。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

くわしくは市民課☎20 1525へ。

し尿のくみ取り

年末は込み合つので早めの依頼を

12月は、トイレのくみ取り依頼が集中するため、申し込みは早めをお願いします。特に年末は込み合つたため、希望の日に作業できない場合がありますので、年内の作業を希望する人は、12月17日(水)までに申し込んでください。

なお、18日以降の申し込みは、年明けの作業となります。「早めの連絡・早めのくみ取り」にご協力をお願いします。

くわしくは環境衛生課☎20 1531へ。

23日に市役所で開催

千葉なの花県民会議は、堂本知事と市民のみなさんとの意見交換の場です。

知事が直接インタビューし、みなさんの意見をお聞きして、今後の県政に反映していきます。

日時「12月23日(祝) 午前10時～11時30分」

会場「市役所6階大会議室」

定員「200人(先着順)」

対象「市内在住・在勤・在学の人」



堂本知事があなたにインタビュー

申し込み方法「ハガキ、FAXまたはEメールで、「千葉なの花県民会議参加希望(成田市)」と記入し、次の「」を書いて、県報道監民センター「千葉なの花県民会議」係〒260-8667(住所の記載は不要)・☎043-223-2248・FAX 043-227-3613・Eメールnanoken@mz.pref.chiba.jp)へ。電話での申し込み(土・日曜日を除く午前9時～午後5時)も受け付けます

氏名
郵便番号
住所
年齢
性別
職業
電話番号(FAXで申し込みの人はFAX番号)
勤務先または学校名とその住所(市内在住の人は不要)

くわしくは県報道監民センター「千葉なの花県民会議」係へ。

相談日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民行政相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民相談所 ☎20-1507
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	〃
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	〃
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	4日(木)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	〃
不動産相談	16日(火)	10:00～12:00	〃	〃
税務相談	16日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	〃
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	11日(木)・25日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	〃
市民よろず相談	20日(土)	13:00～16:00	中央公民館会議室	市民よろず相談事務局 作田義美さん(☎23-3286)
女性就業(内職)相談(来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (新築・増改築に関する相談)	11日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所 ☎22-2101 8日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課 ☎20-1526
交通事故相談	2日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	市民生活課 ☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会 ☎27-7755
酒害相談	4日(木)・18日(木)	9:00～12:00	〃	〃
介護相談	11日(木)	14:00～16:00	成田ニュータウン在宅介護 支援センター ☎27-1294	高齢者福祉課 ☎20-1537
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課 ☎20-1538
戦没者遺族相談	22日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	厚生課 ☎20-1536
健康体力相談	火曜日	9:00～12:00	市体育館	市体育館 ☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課 ☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター ☎20-6336
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室 ☎28-3234